

樞密院會議筆記

昭和十七年三月二十八日

特許局官制中改正ノ件	✓
陸軍省官制中改正ノ件	✓
海軍省官制中改正ノ件	✓
陸軍法務官及海軍法務官任用令廢止等ノ件	✓
大藏省官制中改正ノ件	✓
貿易局官制中改正ノ件	✓
專賣局官制中改正ノ件	✓
燃料局官制中改正ノ件	✓
日本國ソワイエト社會主義共和國聯邦間漁業條約ノ效力延長ニ關スル議定書承認ノ件	✓

国立公文書館

利用上の注意

は、非公開の席上における発言を記録したものであります。したがって当該発言者の共同著作物と解されまので、引用等發表に際し著作權法上の問題の生ずることのないよう特に御配慮願います。

国立公文書館

分類	
配架番号	2 A 15-10 ⑧ D 885

樞密院會議筆記

- 一 特許局官制中改正ノ件
- 一 陸軍省官制中改正ノ件
- 一 海軍省官制中改正ノ件
- 一 陸軍法務官及海軍法務官任用令廢止等ノ件
- 一 大藏省官制中改正ノ件
- 一 貿易局官制中改正ノ件
- 一 專賣局官制中改正ノ件
- 一 燃料局官制中改正ノ件
- 一 日本國ソヴイエト社會主義共和國聯邦間漁業條約ノ效力延長ニ關スル議定書承認ノ件

昭和十七年三月二十八日(土曜日)午前十時十分

開議

聖上臨御

出席員

原 議長

鈴木副議長

大臣

東條

内閣總理大臣
陸軍大臣

五番

井野

農林大臣
兼拓務大臣

七番

東郷外務大臣 十一番

寺島遞信大臣 十二番

賀屋大藏大臣 十三番

岸 商工大臣 十四番

湯澤内務大臣 十六番

顧問官

石井顧問官 十九番

有馬顧問官 二十番

窪田顧問官 廿一番

石塚顧問官 廿二番

清水顧問官 廿三番

南 顧問官 廿四番

奈良顧問官 廿五番

松井顧問官 廿六番

菅原顧問官 廿七番

松浦顧問官 廿八番

潮 顧問官 廿九番

林 顧問官 三十番

深井顧問官 卅一番

二上顧問官 卅二番

眞野顧問官 卅三番

大島顧問官 卅四番

小幡顧問官 卅五番

竹越顧問官 卅六番

三土顧問官 卅七番

伊澤顧問官 卅八番

池田顧問官 卅九番

闕席員

親王

雍仁親王 一番

大臣

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

載仁親王 四番

橋田文部大臣 六番

小泉厚生大臣 八番

岩村司法大臣 九番

嶋田海軍大臣 十番

八田鐵道大臣 十五番

顧問官

金子顧問官 十八番

委員

森山法制局長官

佐藤法制局參事官

以上各件二付

井上技術院總裁

和田技術院次長

本多技術院參技官

中村特許局長官

以上特許局官制中改正ノ件二付

大山陸軍省法務局長

日高陸軍法務官

澤本海軍次官

尾畑海軍省法務局長

以上陸軍省官制中改正ノ件外二件二付

原口大藏省爲替局長

松隈大藏省主稅局長

山田專賣局長官

菱沼貿易局長官

稻森貿易局部長

楠瀬燃料局長官

以上大藏省官制中改正ノ件外三件ニ付

松本外務省條約局長

成田外務書記官

三浦農林次官

寺田農林省水産局長

以上日本國ソヴイェト社會主義共和國聯邦間漁業條約ノ效力延長ニ關スル議定書

承認ノ件ニ付

報告員

鈴木審査委員長

特許局官制中改正ノ件ニ付

有馬審査委員長

陸軍省官制中改正ノ件外二件ニ付

堀江書記官長

大藏省官制中改正ノ件外四件ニ付

書記官

諸橋書記官

高辻書記官

議長

(原)

之ヨリ會議ヲ開ク

特許局官制中改正ノ件

ヲ議題ニ供ス第一讀會ヲ開キ朗讀ヲ省略シ
テ直ニ審査委員長ノ報告ヲ求ム

報告員

(發本)

今回御諮詢ノ特許局官制中改正

ノ件ニ付本官等審査委員タルノ命ヲ承ケ本
月二十五日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸
官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ查覈ヲ遂ゲタリ
當局大臣ノ説明ニ依レバ曩ニ政府ハ科學技
術行政ノ中樞機關トシテ内閣ニ技術院ヲ設

ケ我國科學技術ニ關スル國家總力ヲ綜合發
揮セシメ以テ其ノ刷新向上ヲ圖ラントシ銳
意努力シツツアリ然ルニ現在特許局ノ管掌
スル事務ノ中特ニ發明考案ノ審査審判及獎
勵其ノ他一般工業所有權ノ使用收用等ニ關
スル事項ハ技術院ノ所掌事務タル科學技術
ノ躍進、水準向上及動員等所謂技術行政ニ重
大ナル關聯ヲ有ス即チ技術院ノ重要使命ノ
一タル最モ進歩シタル工業技術醸成ノ爲ニ
ハ大ニ科學的基礎研究ノ必要アルコトハ勿

論ナルガ他方優秀ナル發明考案が其ノ母體
ヲ爲スモノナルコト亦否ムベカラズ其ノ他
優秀技術ノ公開實施ニ於ケル工業所有權ノ
使用及收用、技術ノ躍進方策樹立ニ於ケル發
明考案ノ獎勵方策等特許局ノ所掌スル特許
行政ト技術院ノ管掌スル科學技術行政トハ
極メテ密接ナル關係ニ在リ元來特許局が商
工省ノ外局タリシハ兩者ノ所掌事務ノ相互
關聯性比較的多キニ因ルモノナルが今回前
述ノ如ク特許行政ト本質的ニ密接ナル關係

ニ在ル技術院ノ内閣ニ創設セラレタルヲ機
トシ特許局ヲ内閣ニ移管シ以テ技術院トノ
間ニ密接ナル有機的連繋ヲ保タシムルガ如
キ機構ニ改ムルヲ可トス仍テ本件ヲ以テ特
許局官制中ニ改正ヲ加ヘ特許局ハ内閣總理
大臣ノ管理ニ屬シ其ノ長官ハ技術院總裁ノ
指揮監督ヲ承クルモノトシ尚特許及登録出
願増加ノ趨勢ハ今後モ持續スルモノト認め
ラルルニ由リ之ガ審査處分ニ關スル事務ニ
従事スル事務官一人、技師十一人、屬及技手各

五人ヲ臨時費ヨリ組替増員シ及經費節約ノ
爲技師二人、屬及技手各七人ヲ減員セントス
按ズルニ本案ハ行政事務ノ能率ヲ昂メシ
爲商工省ノ外局タル特許局ヲ内閣ニ移管シ
技術院トノ間ニ密接ナル關係ヲ保持セシム
ル機構ニ改ムルコトヲ主眼トスルモノニシ
テ其ノ趣旨ニ於テ之ヲ是認スベク其ノ條項
ニ付テモ亦別ニ支障ノ虞ヲ認メズ仍テ審査
委員會ニ於テハ本案ハ此ノ儘之ヲ可決セラ
レ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

二十七番 (管原)

特許局官制第二條ノ改正ニ關

シ若干質問シタシ特許局ニ屬スル職員ハ本案第二條ニ依ルモノノ外商工部内臨時職員等設置制ニ依リ特許局ニ配置セラルルモノ約百ヲ算ス抑々臨時職員設置ノ制度ハ所謂官制以外ノ官制定員以外ノ定員ヲ定メントスルモノニシテ往々弊害ヲ伴ヒ從テ本院ニ於テモ屢々問題ト爲リ既ニ之ヲ改正スベシトノ論議アリ然レバ今回ニ於ケルガ如キ改

正ニ際シテハ斷乎之ヲ整理スベキナリ政府

ニ於テモ茲ニ多少ノ思ヲ致シ若干ノ措置ヲ

講ゼラレタルガ如キモ未ダ之ヲ以テ充分ナ

リト爲スヲ得ズ例ヘバ今回新置セントスル

特許局臨時職員設置制ハ商工部内臨時職員

等設置制ノ一部ヲ繼承シタルモノナルガ其

ノ中ニ掲ゲラレタル特許及登録出願ノ處分

ニ關スル事務竝ニ審判及抗告審判處理ニ關

スル事務ハ寧ロ經常事務ニ屬シ從テ之ニ從

事スル職員ヲ臨時職員トスルハ當ラザルベ

シ特許局官制以外ニ斯カル變態的的制度ヲ設
クルノ必要ヲ問フ

五番 (東條)

行政上ノ目的ヲ達スル上ニ必要ナル職員ハ最少限度ニ於テ之ヲ設置スルコト勿論ナルガ臨時職員ノ整理ハ趣旨ニ於テ贊成ナリ今後機會アル毎ニ之ヲ實行セント欲ス

委員 (森田)

御指摘ノ事務ハ最近著シク増加シ從來ノ經常職員ノミヲ以テシテハ完全ニ之ヲ處理シ得ザルコトト爲リタルニ依リ一部

之ヲ増員スルト共ニ臨時職員モ亦之ヲ存置

シ以テ輻輳澁滞セル事務ノ處理ニ當ラシメ

ントスルナリ即チ該事務ノ内容ハ一部ハ經

常事務ト看做スベク從テ從來之ニ從事セル

臨時職員ヲ經常職員ニ振替ヘタルガ他ノ一

部ハ澁滞セル事務ノ處理ニ係ルモノナルガ

故ニ之ニ當ル職員ハ猶臨時職員ト爲シタル

次第ナリ

二十七番 (菅原)

特許事務ニシテ繁劇ヲ加フルモノトセバ經常職員ヲ増加スルヲ適當トス

ベシ御答辯ノ如ク臨時職員ハ澁滞事務ノ爲
ニノミ設置セラルルモノトセバ爾ク多人數
ヲ要スルコトナカルベシ經常職員ト臨時職
員トノ區別果シテ如何其ノ擔當スル事務ノ
内容ニ事實上ノ區分アリヤ否ヤ

委員(森山) 官制ハ概ネ豫算ト相照合セシムル

ヲ建前トス即チ豫算ニ於テ經常部ニ掲ゲラ
レタルモノハ經常官制ニ臨時部ニ掲ゲラレ
タルモノハ臨時職員設置制ニ由ラシムルナ
リ而シテ本案ニ關シ政府ハ澁滞セル事務ヲ

處理センガ爲何程ノ職員ヲ何年間ニ互リ要
スルカラ検討シ之ガ人件費ヲ豫算臨時部ニ
計上シ之ヲ受ケテ臨時職員設置制ヲ設ケタ
ルナリ

二十二番(石塚) 特許局官制第一條ニ於テ特許

局ヲ内閣總理大臣ノ管理ニ屬セシメタル以
上命令系統ヲ一貫セシムル上ヨリ第四條ニ
於テモ特許局長官ハ内閣總理大臣ノ指揮監
督ヲ受クルモノトスルガ適當ナルニ非ザル
カ尤モ内閣總理大臣ガ其ノ主管事務ヲ多岐

ニ互リ掌握スルハ恰モ其ノ權限ヲ強化スル
ガ如クニシテ實ハ議會其ノ他ニ對スル關係
ヨリ却テ之ヲ弱化スルノ結果ト爲ルベク慎
重考究スルヲ要スル問題ナリ乃チ一面命令
系統整序ノ要ト他面官制機構ノ原則トニ鑑
ミ本案官制第一條及第四條ノ關係ニ付質問
スル次第ナリ

五番

(東條)

內閣總理大臣ハ其ノ所管事務ヲ簡

略ニシ政治ノ全體ヲ大所高所ヨリ達觀スル
ノ要アルコトニ付テハ貴見ト同感ナルガ他

面現下ノ事態ニ於テハ內閣總理大臣ノ權限
ヲ強化シ以テ行政ノ統合力ヲ發揮スルノ要
亦痛切ナルモノアリ此ノ兩面ノ關係ニ思ヲ
馳セ慎重考究ノ結果本案ノ結論ニ達シタル
モノニシテ本官ハ本案ノ事務増加スルモ輔
弼ノ責任ヲ果ス上ニ於テ遺憾ナシト確信ス
二十二番 石塚 特許局ハ從前商工大臣ノ管理
ニ屬シタルガ本案ヲ以テ之ヲ商工省ヨリ分
離スルモ何等支障ヲ來スコトナキカ若シ支
障アリトセバ之ヲ如何ニシテ補ハントスル

カ
十四番 (号) 曩ニ技術行政ノ中樞機關トシテ技
術院設置セラレ各省ニ對シ統合的關係ニ立
ツニ至リタルガ本案ハ之ト特殊ノ關係ニ在
ル特許局ヲ技術院ニ關聯セシメントスルモ
ノニシテ商工省トシテハ技術院ト密接ナル
關係ニ立ツト同様特許局ニ對シテモ其ノ所
管ノ變更ニ拘ラズ充分緊密圓滿ナル關係ヲ
保持シ得ルモノト思料ス

委員

(森山)

官制ノ第一條ニ依リ特許局ガ内閣

總理大臣ノ管理ニ屬セシメラレタル上ハ當
然其ノ指揮監督ヲ受クルト共ニ第四條ニ依
リ技術院總裁ノ指揮監督ヲモ承クルナリ其
ノ趣旨トスル所ハ特許行政ト科學技術行政
トノ密接ナル關係ニ鑑ミ特許局ヲ内閣ニ移
管シ科學技術行政ニ付内閣總理大臣ヲ輔佐
スル技術院總裁ヲシテ之ヲ指揮監督セシメ
以テ技術院及特許局ノ事務ノ能率ヲ増進セ
シメントスルナリ既ニ遞信大臣ノ所管下ニ
於テ航空局長官又ハ海務院長官ノ指揮監督

ヲ受クル機構モ存在スルニ由リ此等ノ先例
ヲ參酌シ本案ヲ立テタル次第ナリ
二十二番 (右塚) 技術院總裁ハ如何ニシテ特許
局長官ヲ指揮監督セントスル方針ナルカ
委員 (井上) 技術院總裁ハ内閣總理大臣ノ輔佐
機關タルコト勿論ナレバ内閣總理大臣ノ趣
意ヲ尊重シ之ニ應ジテ特許局長官ヲ指揮監
督スルコトト爲ルベシ
議長 (原) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長 (原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長 (原) 次ニ

陸軍省官制中改正ノ件

海軍省官制中改正ノ件

陸軍法務官及海軍法務官任用令廢止等ノ

件

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ報告
ヲ求ム

報告員(有馬)

今回御諮詢ノ此ノ三件ニ付本官

等審査委員ヲ命ゼラレ本月二十四日委員會
ヲ開キ當局大臣及關係諸官ノ説明ヲ聽キテ
之ガ查覈ヲ遂ゲタリ

今本案各件ノ要旨ヲ陳ブレバ左ノ如シ

第一 陸軍省官制中改正ノ件

(一) 兵務局ノ分課ノ變更

近時馬政特ニ獸醫關係ノ事務ノ複雑多岐
ヲ加ヘ來レルニ鑑ミ馬政課ヲ別テ馬政
課及獸醫課ト爲シ馬政課ノ所掌事務ニハ
從前ノ掌理事項ノ一半ノ外ニ軍馬政ノ基
本ニ關スル事項ヲ加ヘ獸醫課ノ所掌事務
ニハ從前ノ馬政課ノ掌理事項ノ一半ノ外
ニ軍用動物ノ衛生及裝蹄ニ關スル事項ヲ
加フ

(二) 法務局其ノ他局課ノ事務ノ整理

(イ) 人事局恩賞課ニ於テ其ノ所掌事務ノ内

容ヲ明記スル爲扶助ニ關スル事項ヲ改メ
テ軍人援護、職業補導、其ノ他厚生ニ關スル
事項トシ恩給及賜金ニ關スル事項ニ加フ
ルニ扶助金ニ關スル事項ヲ以テシ、(ロ)今回
建技武官ヲ經理部ニ設クルニ伴ヒ之ガ勤
務及教育ニ關スル事項ハ經理局主計課ノ
所掌事務ニ含マルルニ因リ同局建築課ノ
所掌事務ヨリ建築ニ從事スル技師以下ノ
勤務及教育ニ關スル事項ヲ削リ、(ハ)陸軍司
法事務官及陸軍法務官ヲ廢止スルニ伴ヒ

法務局ノ所掌事務中ニ措辭ノ整理ヲ施シ
且法務部ノ戰時諸規則ニ關スル事項ヲ加
フ

(三) 職員ノ變更

(イ) 陸軍省ノ事務官ハ其ノ性質及待遇ニ於
テ本省以外ノ部隊等ニ設置セル陸軍理事
官ト同様ナルニ鑑ミ人事ノ融通運用ニ便
ナラシメンガ爲之ヲ理事官ニ合一スル趣
旨ヲ以テ別案ニ依リ理事官ノ定員ヲ増加
スルト共ニ陸軍省官制中ヨリ事務官ニ關

スル規定ヲ削除シ其ノ陸軍理事官ヘノ任
用ニ付經過規定ヲ設ケ附表中事務官ヲ理
事官ニ改メ(口)前述兵務局ノ分課ノ變更ノ
結果兵務局ノ課長一人ヲ増シ但ダ當分ノ
内他ニ本職ヲ有スル者ノ兼務トシ其ノ他
建技部將校及法務部將校ノ新設竝ニ司法
事務官ノ廢止ニ伴ヒ經理局ノ課長及課員
竝ニ法務局ノ局長及局員ノ官名ヲ補充又
ハ變更シ其ノ他所要ノ改正ヲ爲ス

第二 海軍省官制中改正ノ件

(一) 兵備局ノ分課ノ變更

近時海軍ニ於ケル勞務關係ノ事務及國家
總動員法ニ依ル徵用關係ノ事務ノ激増ト
複雑化トニ伴ヒ之ガ統轄處理ニ任ゼシム
ル爲兵備局ニ第四課ヲ新設シ同局第二課
ノ所掌事務中勞力ノ需給調整ニ關スル事
項國家總動員法ニ依ル徵用ニ關スル事項
及其ノ他勞務一般ニ關スル事項ヲ削リ之
ヲ同局第四課ノ所掌事務トス
(二) 醫務局ノ分課ノ新設

海軍各部ノ人員激增ノ結果醫務衛生關係ノ事務ハ一層複雑多岐ト爲レルニ伴ヒ醫務局ヲ二課ニ分チ從前ノ醫務局ノ掌理事項ニ少許ノ改正ヲ加ヘ其ノ一半ヲ第一課ノ所掌事務トシ他ノ一半ヲ第二課ノ所掌事務ト定メ之ニ伴ヒ關係規定ニ整理ヲ施ス

(三) 法務局ノ事務ノ整理

今回海軍司法事務官及海軍法務官ヲ夫々廢止シ海軍法務科士官ヲ新設スルニ伴ヒ

法務局ノ掌理事項中ニ整理ヲ加ヘ且軍事司法ノ教育ニ關スル事項ヲ加フ

(四) 職員ノ變更

(イ) 海軍事務官モ前述陸軍事務官ヲ廢止スルト同様ノ理由ニ依リ之ヲ廢止シ海軍理事官ニ合一スル爲別案ヲ以テ海軍理事官ヲ増員スルト共ニ海軍省官制中ヨリ事務官ニ關スル規定ヲ削除シ其ノ海軍理事官ヘノ任用ニ付經過規定ヲ設ケ列表中事務官ヲ理事官ニ改メ(ロ)法務科士官ノ新設及

司法事務官ノ廢止ニ伴ヒ法務局ノ局長及
局員ノ官名ニ變更ヲ加フルト共ニ前述兵
備局及醫務局ノ分課ニ關スル改正及局務
ノ増加ニ伴ヒ軍務兵備人事軍需醫務經理
各局ノ課長又ハ局員ヲ増加シ前述ノ理事
官竝ニ屬及技手ノ増員ト併セ通計本省全
職員ニ於テ三十九人ヲ増加シ其ノ他所要
ノ改正ヲ爲ス

第三 陸軍法務官及海軍法務官任用令廢止
等ノ件

昭和十七年法律第七十八號陸軍軍法會議
法中改正法律及同年法律第七十九號海軍
軍法會議法中改正法律ハ軍司法ノ本旨ニ
鑑ミ陸軍及海軍ノ軍法會議ノ組織ニ變更
ヲ加ヘ文官タル陸軍法務官又ハ海軍法務
官ヲ廢シ之ニ代フルニ法務官ヲ置クコト
トシ別案ノ陸軍武官官等表及海軍武官官
階中ノ改正ニ依リ新設スベキ陸軍ノ法務
部將校又ハ海軍ノ法務科士官ヲ以テ之ニ
充ツルコトヲ定メタリ乃チ本件ハ右法律

ノ施行ニ伴ヒ關係勅令ヲ改廢シ兼ネテ之
ヲ整備セントスルモノニシテ其ノ主旨ト
スル所ハ(一)陸軍法務官及海軍法務官任用
令陸軍司法事務官及海軍司法事務官特別
任用令竝ニ陸軍法務官及海軍法務官懲戒
令ハ孰レモ之ヲ廢止シ(二)文官任用令中奏
任文官ノ任用資格ニ關スル規定竝ニ陸海
軍監獄官特別任用令中陸海軍ノ監獄長及
監獄看守長ノ任用資格ニ關スル規定ニ夫
々必要ナル改正ヲ加ヘ(三)本案勅令ノ施行

前陸軍法務官又ハ海軍法務官ノ職ニ在リ
タル者ハ右ニ勅令ノ改正規定ニ拘ラズ仍
從前ノ例ニ依リ之ヲ任用スルコトヲ得ル
モノト爲サントスルニ在リ

按ズルニ本案ノ三件中第一及第二ノ件ハ陸
軍省及海軍省ニ於テ現下ノ事態ニ基キ著シ
ク繁劇ヲ加ヘタル軍政事務ノ處理ニ遺憾ナ
カラシモンガ爲其ノ部局ノ構成及所掌ヲ適
宜變更シ之ニ伴ヒテ職員ノ配置ヲ改正シ兼
ネテ關係法令ノ改廢ニ伴ヒ職員ノ官名ヲ整

理シ其ノ他條項ヲ整備セントスルモノ、第三
ノ件ハ軍法會議法ノ改正ニ伴ヒ廢止セラル
ベキ官ニ關係アル各種勅令ヲ改廢センコト
ヲ主眼トスルモノニシテ孰レモ別段支障ノ
廉ヲ認メズ仍テ審査委員會ニ於テハ本案ノ
三件ハ此ノ儘可決セラレ然ルベキモノト全
會一致ヲ以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案贊成ノ各位ノ起

立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

大藏省官制中改正ノ件

貿易局官制中改正ノ件

專賣局官制中改正ノ件

燃料局官制中改正ノ件

以上四件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ
開キ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サシ
ム

報告員(坂本) 謹デ此ノ四件ヲ審査スルニ此等

ノ案件ハ概テ客年十二月閣議ノ決定ヲ經タ
ル大藏商工兩省間ノ事務調整方法ノ實施ニ
關スルモノニシテ其ノ要旨ヲ逐次説明スレ
バ左ノ如シ

第一 大藏省官制中改正ノ件

現行官制ノ規定ニ依レバ外國爲替ニ關ス

ル事務ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ同省爲替
局ニ於テ之ヲ掌理シ來レルガ其ノ内貨物
ノ輸出入爲替ノ處分取得其ノ他貨物ノ輸
出入取締ニ關スル事務ハ貨物ノ輸出入ニ
關スル統制助長等外國貿易ニ關スル事務
ト密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ現下ノ情
勢ニ於テハ貿易行政當局ニ於テ之ヲ管掌
スルヲ適當ト認ムルニ由リ右ノ事務ノ内
外國爲替銀行ニ對スル一般監督ト不可分
ノ關係ニ在ル外國爲替銀行ノ爲ス輸出入

爲替等ノ處分取得ニ關スル事務ハ之ヲ除
キ爾餘ノ事務ヲ大藏省ヨリ貿易局ニ移管
スルコトト爲サントス仍テ本件ヲ以テ大
藏省官制中ニ改正ヲ加ヘ爲替局ノ所掌事
務中ヨリ貨物ノ輸出爲替ノ處分貨物ノ輸
入爲替及輸入信用狀ノ取得(外國爲替銀行
ノ爲ス處分及取得ヲ除ク)ニ關スルモノ並
ニ外國爲替ヲ取組マズシテ爲ス貨物ノ輸
出及輸入ノ取締ニ關スルモノヲ除外シ事
務官屬及技手各若干人ヲ減員ス尤モ從前

臨時職員ヲ設置シテ從事セシメタル無届
異動地整理ノ事務ハ今後恆久的ニ繼續シ
テ行フコトヲ必要トスルニ由リ此ノ職員
ヲ經常職員ニ組替フル爲ニ屬若干人ヲ増
員シ又經費節減ノ爲事務官、銀行検査官屬
銀行検査官補爲替管理官補及技手各若干
人ヲ減員シ結局本件ノ改正規定ニ掲ゲタ
ル定員ト爲レリ

第二 貿易局官制中改正ノ件

前述ノ如ク大藏大臣ノ管理ニ屬スル外國

為替ニ關スル事務ノ中外國貿易ニ關係アル部分ヲ貿易局ニ移管スルコトト為サントスルニ由リ本件ヲ以テ貿易局官制中ニ改正ヲ加ヘ同局所掌事務ニ外國為替管理ニ關スル事務ニシテ貨物ノ輸出為替ノ處分、貨物ノ輸入為替及輸入信用狀ノ取得(外國為替銀行ノ為ス處分及取得ヲ除ク)ニ關スルモノ及外國為替ヲ取組マズシテ為ス貨物ノ輸出及輸入ノ取締ニ關スルモノヲ追加シ同局内ノ部ノ分掌事項ニ改正ヲ加

ヘ部長一人ノ外書記官、事務官、為替管理官、屬、為替管理官補及技手各若干人ヲ増員又ハ新置ス尤モ經費節減ノ為事務官、屬及技手各若干人ヲ減員シタルヲ以テ彼此増減ノ結果結局本件ノ改正規定ニ掲ゲタル定員ト為レリ其ノ他貿易事務所ノ分掌事務ヲ變更シ茲ニ為替管理官及為替管理官補ノ職務ヲ定ム

第三 專賣局官制中改正ノ件

現下ノ時局ニ於テアルコトノ燃料トシ

テノ重要性ニ鑑ミ燃料行政當局ニ於テ之
ガ生産及配給ヲ主宰スルヲ適當ト認ムル
ニ由リ今回「アルコール專賣ニ關スル事務
ヲ專賣局ヨリ燃料局ニ移管スルコトトシ
仍テ本件ヲ以テ專賣局官制中ニ改正ヲ加
ヘ同局ノ所掌事務中ヨリ「アルコールノ專
賣ニ關スル事務ヲ削リ同局内ノ酒精部ヲ
廢シテ五部ヲ四部トシ部長一人ノ外參事、
副參事、技師、書記及技手各若干人ヲ減員シ
參與ヲ廢止ス尚現下ノ情勢ニ顧ミ原料葉

煙草ノ生産確保、專賣事業遂行上必要ナル
物資關係事務ノ増加、職工教育施設及醫務
施設ノ擴充強化ノ爲副參事、書記、技手、專賣
醫及專賣教務員各若干人ヲ增員又ハ新置
スルノ必要アリ即チ本件ノ改正規定ニ掲
ゲタル定員ノ増減ヲ見ルコトト爲レリ

第四 燃料局官制中改正ノ件

前述ノ如ク「アルコールノ專賣ニ關スル事
務ヲ專賣局ヨリ燃料局ヘ移管スルト共ニ
此ノ際同局ノ機構ヲ整備スルノ要アルニ

由リ本件ヲ以テ燃料局官制中ニ改正ヲ加
ヘ(一)従前同局ノ所掌事務ヲ具體的ニ列擧
セルヲ改メテ燃料ノ生産配給及消費ニ關
スル事務ト爲シ之ニ「アルコール專賣」ニ關
スル事務ヲ追加シ(二)同局ニ長官官房ノ外
第一部、第二部、石炭部及酒精部ヲ置クコト
トシ其ノ分掌事項ヲ定メ(三)同局ニ新ニ部
長^(勅)三人、書記官及理事官^(勅)各若干人ヲ置
キ技師、屬及技手各若干人ヲ増員シ竝ニ部
長及書記官ニ振替フル爲事務官ヲ減員シ

又此等ノ職員ノ外新ニ部長一人及書記官
二人ヲ置キ商工大臣ノ奏請ニ依リ部長ニ
在リテハ陸海軍ノ將官ノ中ヨリ、書記官ニ
在リテハ陸海軍ノ佐尉官ノ中ヨリ内閣ニ
於テ之ニ補スルモノトシ現役ノ陸海軍武
官ニシテ右ノ部長及書記官ニ專補セラレ
タル者ハ陸軍又ハ海軍ノ定員外トシ在職
者ニ關スル規定ヲ適用シ其ノ俸給諸給與
ハ燃料局費ヨリ之ヲ支辨スルコトトシ部
長、書記官及理事官ノ職務ヲ定メ(四)「アルコ

ールノ專賣ニ關スル事務ヲ分掌セシムル
爲地方ニ酒精局ヲ置クコトトシ其ノ名稱
位置及管轄區域ヲ定メ酒精局ニ局長ヲ置
キ書記官、事務官又ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ
ルコトトシ及其ノ職務ヲ定メ(五)商工大臣
ハ必要ト認ムル地ニ燃料局ノ研究所竝ニ
酒精局ノ工場及出張所ヲ設クルコトヲ得
ルモノト爲サントス

按ズルニ本案ノ四件ハ行政事務ノ能率ヲ增
進セシムガ爲大藏、商工兩大臣間ニ所管事務ノ

移換ヲ行ヒ併セテ部局ノ構成ニ必要ナル整
備ヲ加フルコトヲ主眼トスルモノニシテ別
ニ支障ノ廉ヲ認メザルニ由リ此ノ儘之ヲ可
決セラレ然ルベシト思料ス

右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

議長(原) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案贊成ノ各位ノ起
立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ

○

議長(原) 次ニ

日本國「ソヴェイエト」社會主義共和國聯邦間
漁業條約ノ效力延長ニ關スル議定書承認
ノ件

ヲ議題ニ供ス本件ハ讀會ヲ省略シテ大體議
ニ止メ朗讀ヲ省略シテ直ニ審査報告ヲ爲サ
シム

報告員

(無名)

謹デ本件ヲ審査スルニ昭和三年

一月二十三日署名セラレタル日ソ兩國間漁
業條約ハ昭和十一年五月二十七日ヲ以テ其
ノ當初ノ八年ノ有効期間ノ滿了シタルヨリ
以後改正條約成立セザル爲爾來年々兩國間
ニ締結セラレタル暫行取極ニ依リ逐次其ノ
期間ヲ延長セラレ昭和十六年十二月末日迄
其ノ效力ヲ持續シタリ而シテ昭和十六年一
月二十日署名ノ第六回效力延長ニ關スル議
定書第二條ニ依レバ同年中ニ新條約ヲ締結
スベキコトト爲リ居レルヲ以テ新ニ新條約

審議ノ爲日ソ混合委員會設置セラレ同年二月十九日以降屢々商議ヲ行ヒ他方出先使臣及モ口トフ人民委員間ニ於テモ折衝ヲ重ネタル處偶々獨ソ戰ノ勃發ニ際會シ右ノ交渉ハ中絶ノ已ムナキニ至レリ之ガ爲結局同年中ニ新條約締結ノ見込ナキニ由リ十二月ニ入り我方ヨリ新條約締結ノ交渉續行方ヲ提議スルト共ニ差當リ前回同様ノ内容ヲ有スル暫定取極締結方ヲ申入レタリソ國側ハ原則トシテ右ノ取極締結ニ關シ同意ヲ表シタ

ルモ借區料等ノ支拂方法及契約満期漁區ノ取扱ニ付兩國間ノ協議容易ニ調ハズ仍テ更ニ交渉ヲ續行シタル結果借區料等ノ支拂ハ金塊又ハ圓資金ヲ差押ヘザル國ノ外貨ニ依リ行ヒ且金塊現送ノ場合ニ於テハ之ヲ世界市場ニ輸送スル費用トシテ金塊ニ對スル四分ノ追加支拂ヲ爲スコト借受期間ノ満了シタル漁區ニ付テハ日本側ノ再競落スルニ困難ナルベキ旨ノ口頭聲明ヲ爲スコト及其ノ他ノ條件ハ前年通りトスルコトニ漸ク意

見ノ一致ヲ見爰ニ於テ兩國政府ハ七夕ビ暫
行措置トシテ本件議定書ヲ作成スルノ妥結
ニ達シタリ而シテ右議定書ニ付テハ我方ハ
漁期ノ接近シタルコト及ソ國側ガ他ノ問題
ト牽聯セシムルヲ避クル爲署名前ニ正規ノ
國內手續ヲ履行スルノ遑ナキヲ以テ前例ニ
倣ヒ出先使臣ヲシテ政府ノ承認ヲ條件トシ
テ之ニ署名セシメタリ仍テ帝國政府ハ茲ニ
勅裁ヲ承ケテソ國政府ニ對シ右議定書承認
ノ旨ヲ通告セントスルモノナリ

本件議定書ノ要旨ハ昭和三年一月二十三日
署名セラレ昭和十一年五月以降累次其ノ效
カヲ延長セラレタル日ソ兩國間漁業條約及
其ノ一切ノ附屬文書ガ引續キ更ニ本年十二
月三十一日迄效力ヲ保有スベキコト及本議
定書ハ兩國政府間ニ目下交渉中ニシテ本年
中ニ締結セラレベキ新條約ヲ以テ之ニ代フ
ベキコトヲ協定スルニ在リ
按ズルニ本件ハ日ソ兩國間漁業條約ノ改訂
ガ今尚妥結ニ達セザルニ由リ前例ヲ踏襲シ

臨機ノ措置トシテ現行條約ノ效力ヲ更ニ一
年間延長スル旨ノ暫行協定ヲ締結スル爲帝
國政府代表者が留保ヲ附シテ署名シタル取
極ニ承認ヲ與ヘントスルモノニシテ今回亦
斯カル暫行措置ヲ反覆セザルヲ得ザルハ甚
ダ遺憾トスル所ナルモ現下ノ情勢ニ鑑ミ本
件取極ノ締結ハ蓋シ已ムヲ得ザルモノト認
ムルノ外ナキニ由リ本件ハ此ノ儘之ヲ可決
セラレ然ルベシト思料ス
右謹デ審査ノ結果ヲ報告ス

十一番 兼卿 本件暫行協定が成立スルニ至リ
タル事情ハ審査報告ノ通ナルが本條約が昨
年中ニ締結セラレズ而モ暫行協定ノ妥結が
今年ニ及ビタル事情及ソ聯邦當局が本件交
渉ニ際シ示シタル態度ニ付補充的ニ説明ヲ
加フベシ政府ハ客年締結セラレタル暫行協
定第二條ノ規定ニ從ヒ夙ニ本條約ノ締結ヲ
希望シ其ノ交渉ヲ進メ相當ノ進捗ヲ見タリ
シが帝國ノ現ニ借用セル漁區全部ヲ安定セ
シムルコトニ付テ議容易ニ決セズ幾クモナ

クシテ獨ゾ戰勃發シ遂ニ中絶ノ已ムナキニ
至レリ其ノ後昨年末ニ至リ本條約締結ノ交
渉再開ヲ提議スルト共ニ年内餘日少キニ至
リタルヲ以テ他方應急的ニ暫行協定ノ締結
ヲ提案シ直ニ交渉ニ入レルモ當時ゾ聯邦ノ
政府機關ハ各地ニ分散シ之ガ爲彼我ノ交渉
圓滑ヲ缺キ意外ノ時日ヲ費シタルガ遂ニ審
査報告ニ在リタル經過ヲ以テ妥結ニ達シ夕
リ右交渉ヲ通ジゾ聯邦當局ノ態度ヲ觀ルニ
從來漁業交渉ニ當リテハ屢々之ニ直接關係

ナキ問題ヲ提起シ本問題ノ解決ヲ困難ナラ
シメタル事情アリシガ今回ハ之ヲ政治問題
トスルコトナク本交渉ノミヲ問題トシ之ガ
合理的解決ニ努メタル如ク感ゼラレタリ帝
國側ニ於テモ目下ノ機微ナル國際關係ニ鑑
ミ温健ナル態度ヲ以テ交渉ニ臨メリ尚本條
約ノ交渉モ成ルベク速ニ取運ビタキ所存ナ
リ
三十一番 (深井) 借區料等ノ支拂ハ金塊又ハ圓
資金ヲ差押ヘザル國ノ外貨ニ依リ行フモノ

トセラレタルが從來ノ支拂方法ト異ルモノ
ナルカ若シ然リトセバ之ヲ以テ世界的通貨
問題ノ趨勢ヲ察スルニ足ルト思料シ敢テ質
問スル次第ナリ

十一番 （兼纏） 借區料其ノ他ニ對スル支拂方法

ハ從前ト異ル所ナシ唯我國漁業者ニ依リ朝
鮮銀行東京支店內ソ聯邦國立銀行特別勘定
ニ拂込マレタル圓貨ニ付ソ側ガ自己ノ希望
ニ依リ之ヲ金塊トシテ外國ニ送出セントス
ル際世界市場ヘノ輸送費用トシテ四分ヲ附

加スルコトト爲レルナリ

三十一番 （深井） 御説明ノ場合ニ於テ圓貨ト金

塊トノ交換比率ハ如何ナル基準ヲ以テセン
トスルカ

十一番 （東郷） 千九百四十一年六月三十日即チ

在英米帝國資産凍結前日ノ紐育ニ於ケル金
ノ價格及圓ノ爲替相場ニ基キ換算スルモノ
トシテ協議セリ

三十一番 （深井） 金塊ノ輸送費用ヲ四分ト定メ
タル根據如何尚米國ニ依ル帝國資産ノ凍結

前帝國ヨリ米國ニ金塊ヲ送出シタル場合ノ
輸送費用ハ幾クナリシカ又最近泰國及佛印
ニ對シ帝國ヨリ送金ノ事實アリトセバ之ガ
輸送費ハ何レガ之ヲ負擔シ且其ノ金塊ニ對
スル比率ハ如何程ナリシカ
十一番 (東洋) ソ聯邦ハ本件交渉ニ當リ當初金
塊ノ輸送費用ヲ一割二分ト申出タルガ結局
四分ニ妥協シタルモノニシテ之ガ標準ニ確
タル根據ナシ
十三番 (實業) 戰爭前米國ニ金塊ヲ輸送シタル

際ハ三分ノ輸送費ヲ要セリ近時危險増大セ
ルニ鑑ミ四分ハ必ズシモ高カラザルモノト
思料ス

委員 原巳 泰國及佛印ニ對シテハ昨年來相當
ノ支拂ヲ爲セルガ佛印ニ付テハ現實ニ送金
セズ全部ヲ其ノ所有トシテ帝國內ニ保管シ
泰國ニ付テハ大部分ハ帝國內ニ保管セルモ
一部之ヲ現送セリ輸送料ハ帝國側ニ於テ之
ヲ負擔シ輸送費用ノ金塊ニ對スル比率ハ大
體ニ於テソ聯邦ニ對スルト同様ナリ

議長(原) 三十一番ニ注意ス時間モ相當經過シ
タレバ質問ハ本案ニ直接關係アル事項ニ限
ラレタシ

三十一番(深井) 御注意ノ廉諒承セリ「ソ」側ニ於
テ圓貨ヲ外貨ニ兩替スルコトヲ要求セル場
合其ノ相場ハ如何ニシテ之ヲ定メントスル
カ

十一番(東郷) 瑞西瑞典等圓資金ヲ差押ヘザル
國ノ通貨ニ兩替スル場合ハ現實ノ問題トシ
テハ殆ド豫想セラレザル所ニシテ本案ノ交

渉ニ際シテモ之ガ具體的措置ニ付協議セラ
レタル所ナシ

議長(原) 他ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ省
略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ起
立ヲ請フ

(全員起立)

議長(原) 全會一致可決セラレタリ
本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

(午前十二時閉會)

議長

原

嘉道

書記官長堀江

季雄

書記官

諸橋

襄

高辻

正巳

機密院

勅令第 號

特許局官制中左ノ通改正ス

第一條中「商工大臣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第二條中「事務官 專任二十三三人」ヲ「事務官 專任二十四人」ニ、

「技師 專任百十一人」ヲ「技師 專任百二十人」ニ、

「屬 專任七十八人」ニ、

「技手 專任七十四人」ヲ「技手 專任七十二人」ニ改ム

第四條中「商工大臣」ヲ「技術院總裁」ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス